

高齡者虐待防止指針

社会福祉法人 函館厚生院 百楽園

2020.12作成
2022. 4 改訂

目次

1. 基本的理念	2
2. 定義	2
(1) 身体的虐待	2
(2) 介護・世話の放棄放任	2
(3) 心理的虐待	2
(4) 性的虐待	2
(5) 経済的虐待	2
3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み	2
(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み	2
(2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み	2
(3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み	2
(4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み	2
(5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知	2
(6) 虐待防止委員会の設置	3
4. 虐待発生時の考え方	3
(1) 虐待の発見及び通報	3
(2) 虐待に対する職員の責務	3
5. 虐待防止委員会の責務	3
(1) 虐待のない施設づくり	3
6. 虐待防止責任者と担当者の責務	3
(1) 虐待防止責任者(施設長)の責務	3
(2) 虐待防止担当者(介護部署長)の責務	3
7. 指針の閲覧について	4
8. 記録の保管	4

1. 基本的理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時もゲストに対して虐待を行ってはならない。そのため、介護老人福祉施設百楽園の基本的な考え方として本指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有します。

2. 定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、ゲストの生活環境や身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

ゲストにわいせつな行為をすることまたはゲストにわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

(2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

(3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み

(4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

(5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

(6) 虐待防止委員会の設置

4. 虐待発生時の考え方

(1) 虐待の発見及び通報

- ア 職員はゲスト、ゲスト家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない
- イ ゲストに虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告しその後、速やかな解決につなげる

(2) 虐待に対する職員の責務

- ア 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- イ 虐待防止担当者(介護部署長)は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者(施設長)へ報告する。責任者は役職者会議を開催し、解決にあたる。また、法人本部へ報告するとともに速やかに函館市の担当者へ報告する。

5. 虐待防止委員会の責務

(1) 虐待のない施設づくり

虐待のない施設づくりを目指し、虐待発生時には速やかに適切な対応をとることでゲストの尊厳を守ることができるよう取り組んでいく。また、施設内において虐待等が発生しないように虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を隔月に開催、職員教育と注意喚起を目的に職員研修を年2回開催し、虐待の防止に積極的に取り組んでいく。

6. 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には施設長(管理者)、担当者には(介護部署長)、虐待防止委員会委員がその職務にあたる。

(1) 虐待防止責任者(施設長)の責務

- ア 虐待内容及び原因の解決策の責務
- イ 虐待防止のため当事者との話し合い
- ウ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者(介護部署長)の責務

- ア ゲストからの虐待通報受付
- イ 職員からの虐待通報受付
- ウ 虐待内容とゲストの意向の確認と記録
- エ 虐待内容の虐待防止責任者への報告
- オ 虐待内容について虐待防止委員会を開催

7. 指針の閲覧について

当施設での高齢者虐待防止指針はいつでも施設内に掲示してゲスト及び家族が自由に閲覧できるようにします。

8. 記録の保管

虐待防止委員会の審議内容等、施設内における虐待防止に関する記録は5年間保管します。